

プレスリリース

報道関係者 各位



令和7年9月17日
環境エネルギー部
循環型社会推進課

～環境にやさしい製品を積極的に選んでリサイクル推進！～ 山形県産の良質な「リサイクル製品」を新たに4製品認定しました

本県では、循環資源の利用促進及び循環型産業の育成を図り、全国一ごみの少ない県を目指すため、その取組みの一環として、県内で排出された循環資源を利用し、かつ、県内で製造された良質な製品を認定する「山形県リサイクル製品認定制度」を実施しております。

令和7年度前期募集分において、有識者等で構成する審査会での審査を経て、新たに下記の4製品を認定しましたのでお知らせします。

つきましては、県民への周知広報について御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 新規に認定した製品（詳細は別紙のとおり）

- (1) O B I +（おびぷらす）：服飾・生活雑貨（バッグ・ポーチ類）
- (2) 携帯ごみ入れ「あーむん」：服飾・生活雑貨（携帯ごみ箱）
- (3) クッション（座布団）：服飾・生活雑貨（クッション）
- (4) かわら砂：瓦再生砕石、外構用植生チップ

※ この認定により、令和7年9月時点の認定製品の総数は65製品となります。



山形県リサイクル
認定製品マーク

2 制度の概要

廃棄物の排出抑制と循環資源の利用促進を図ることを狙いとして、県内で発生した循環資源（廃棄物等）を主たる原材料として、県内の事業所で製造される製品のうち、品質や性能が均一で安全なものを県が認定する制度。平成14年度から実施している。

3 認定の要件

次の(1)～(4)をすべて満たすこと。

- (1) 原則的に、原料として使用される循環資源量が原料全量の50%以上であること。
- (2) 原則的に、原料として使用される循環資源量のうち、50%以上が県内産であること。
- (3) 県内の事業所で製造・加工される製品であること。
- (4) 品質・性能・安全性が均一であり、かつ、「山形県リサイクル製品認定制度認定基準」への適合について、有識者、県関係課長等で構成する「山形県リサイクル製品認定・リサイクルシステム認証審査会」により承認されること。

4 認定製品に対する県の主な支援

- (1) 県環境物品等調達基本方針に基づき、優先的な調達に努める。
- (2) 市町村、県内関係団体等に対して優先的調達を依頼する。
- (3) 県主催の環境関連イベント（山形県リサイクル認定製品展示会、やまがた環境展等）等において積極的にPRを行う。
- (4) 県発注の建設工事において、受注者の提案によりリサイクル認定製品を利用する場合には、工事成績評定に加点し、優遇措置を行う。

【問い合わせ先】

循環型社会推進課

課長補佐（統括） 上野

電話 023-630-2324

〔広報監〕 環境エネルギー部次長 高嶋

山形県リサイクル製品の新規認定製品（令和7年度前期募集分）について

No.	製品名	品目名	原料となる 循環資源	認定事業者	製品の特長	製品写真
1	OBI+ (おびぷらす)	服飾・生活雑貨 (バッグ・ポーチ類)	繊維くず（使用済み着物帯）	株式会社トキワ屋 所在地:鶴岡市本町一丁目 7番48号	使用済みの着物の帯をアップサイクルしたアイテム（バッグ、数寄屋袋、スマホショルダー）です。 【認定期間】 令和7年9月1日 ～令和12年8月31日	
2	携帯ごみ入れ 「あーむん」	服飾・生活雑貨 (携帯ごみ箱)	廃プラスチック類（場内端材）	株式会社リョウケ 所在地:埼玉県川口市榛松 691-3（本社） 村山市稲下1580-12（山形工場）	自社工場内で発生する廃プラスチックを再利用した携帯ごみ箱です。 【認定期間】 令和7年9月1日 ～令和12年8月31日	
3	クッション(座布団)	服飾・生活雑貨 (クッション)	繊維くず（使用済みスワッチ等）	佐藤繊維株式会社 所在地:寒河江市元町1-19-1	展示会などで使用し、役目を終えたスワッチ（編地見本）を再利用して作ったクッションです。 【認定期間】 令和7年9月1日 ～令和12年8月31日	

No.	製品名	品目名	原料となる 循環資源	認定事業者	製品の特長	製品写真
4	かわら砂	瓦再生碎石、園芸・外構用植生チップ	廃瓦	株式会社丸山瓦ブロック工業所 所在地:鶴岡市平京田字屋敷廻 71-4	廃瓦で作った粒径 5mm 以下の再生砂です。 園芸・土木用の資材、植生チップとして利用できます。 【認定期間】 令和 7 年 9 月 1 日 ～令和 12 年 8 月 31 日	